

第13回国立市介護保険運営協議会

令和5年11月17日（金）

【林会長】

それでは、時間となりました。また、定足数にも達しておりますので、第13回国立市介護保険運営協議会を始めたいと思います。

まず、1番目の議事録の承認で、お手元にあるかと思いますが、前回の運協の議事録について、何かお気づきの点ございましたでしょうか。

（「ありません」の声あり）

【林会長】

馬場課長とか加藤課長、片仮名で書いてあって、下に下線が引いてあるところがあるんですが、それは直すということですよ。

【事務局】

後で直しておきます。すみません。

【林会長】

ほかに何かございませんか。

よろしいですか。

（「はい」の声あり）

【林会長】

それでは、下線が引いてあるところは訂正していただくということで、議事録を承認したいと思います。

それでは次に、議事の2つ目ですが、国立市地域包括ケア計画（第9期国立市介護保険事業計画及び第7次国立市高齢者保健福祉計画）について、その前に、机上配付の資料もあるから、事務局から資料の紹介をしていただいたほうがよかったですかね。

【事務局】

それでは、本日、机上配付させていただきました資料について説明させていただきます。

本日、机上配付させていただいた資料、2023年7月31日付で、国立にゆたかな緑と文化をつくる会、高齢者福祉と介護保険をよくする会という市民の団体から、地域包括ケア計画の策定に関する要望と質問という文書を頂いております。

また、11月13日付で、同じく、国立にゆたかな緑と文化をつくる会、高齢者福祉と介護保険をよくする会から、介護保険と高齢者福祉の充実を求める要望書を頂いております。こちらの要望につきましては、主に計画策定の日程を第8期の計画を策定した際に、年度末にパブリックコメント実施したようなかなり窮屈な日程になってしまったところがございます。それについて、もっと早めてほしいという要望をいただいております。

また、そのほかにも、11月の要望書では、介護保険特別会計の中で取り扱っております給付費準備基金、こちらは保険料の余剰分を蓄えている基金でございますが、そちらを活用して、保険料の設定をする際に、保険料が過度に上がらないようにして欲しいという要望であるとか、あるいは、先ほども申しあげました第9期事業計画としての地域包括ケア計画のパブリックコメントの日程を早めていくことで、市民意見を十分反映できるようにしてほしい等々の要望をいただいております。

以上でございます。

【林会長】

ありがとうございました。

今の点については、よろしいでしょうか。

それでは、議事に戻りまして、議事の2番目、国立市地域包括ケア計画について、事務局からお願いします。

【事務局】

それでは、会議次第の2番目に当たります国立市地域包括ケア計画（第9期国立市介護保険事業計画及び第7次国立市高齢者保健福祉計画）についてでございます。こちらは、本日、資料を配ったわけではないんですが、皆様に審議していただいている介護保険事業や高齢者の福祉事業につきまして、3年に1度、これらの事業をどのように進めていくかという事業計画を策定していただくのが介護保険運営協議会での主な任務となっているわけですが、こちらにつきまして、先ほどのような要望書も頂いており、市民の意見を聞くパブリックコメントという手続、昔はこれがなかったのが、かなりゆっくりめの日程も組めたんですけども、パブリックコメントを実施して市民の意見を聞くというプロセスを経ていく中では、この計画につきまして、なるべく前倒しで内容を決めていきたい。ただし、計画の中で保険料の設定というのがあるんですが、こちらについては、国で保険料の算定のために必要な情報を決定していくのが年末になっているということですので、計画の中身として入れてパブリックコメントを行うのは非常に困難であること。それから、国立市のパブリックコメントの取扱要綱では、税や保険料の徴収等の内容についてはパブリックコメントの対象から外すことができるということがございまして、まずは、地域包括ケア計画の骨子について、集中的に内容の策定を進めた上で、早期のパブリックコメントに付していきたいと事務局として考えてございます。そのため、今回、第9期介護保険事業計画、第7次高齢者保健福祉計画としての地域包括ケア計画の策定につきましては、まずは検討部会方式で骨子の策定に取り組みさせていただきたいと考えてございまして、そのことを皆様にお諮りいたしたく、今日、議題に入れさせていただいている次第でございます。

以上でございます。

【林会長】

ありがとうございます。

国立市地域包括ケア計画、それから第9期の介護保険事業計画と第7次の高齢者保健福祉計画についてですが、今、事務局から御説明があったとおり、できるだけ前倒しとか、後に控えているパブリックコメントや市民の意見を聞く機会を早めにするように、まずは骨子案というんですかね、それをできるだけ早くまとめるということで、それを検討部会方式でやりたいということでもあります。

いかがでしょう、事務局からの提案に対して、何か御質問、御意見等ございますでしょうか。

（「ございません」の声あり）

【林会長】

では、そういう進め方でやるということですので、検討部会については、新田先生が担当ですけど、新田先生から何かありますか。

【新田副会長】

今のパブリックコメントも含めて早めるということで、検討部会で内容をしっかりやらせていただいて、年末でなかなか大変ですが、頑張っていければなと思います。よろしくをお願いします。

【林会長】

ありがとうございます。

では、議事を進めます。会議次第の3は、国立市内介護事業者向けアンケート調査の結果についてです。

事務局から説明をお願いします。

【事務局】

では、国立市内介護事業者向けアンケート調査の結果につきまして、私から説明させていただきます。高齢者支援課介護保険係の日笠山と申します。よろしくお願いいたします。

資料No.35をお手元に御用意ください。

今回実施しました国立市内事業者向けアンケート調査結果ですが、そもそもこちらのアンケートは、第9期国立市介護保険事業計画及び第7次高齢者保健福祉計画策定のため、市内の介護保険サービス事業所を対象としたアンケート調査を行いました。

対象ですけれども、市内の介護保険施設及び介護保険サービス事業所ということで、国立市内は93事業所ございます。ただし、国立市ケア倶楽部という事業所向けのサイトを使いまして、アンケート調査を行いました。こちらは登録が事業者番号ごととなっておりますので、回答数は最大82件の回答となっております。

今回のアンケート調査につきましては、設問数は24問でございました。居宅介護支援事業所に関しましては、もう少し質問数を増やしまして、31問ということで設問を設けさせていただいております。

回答方法に関しましては、ケア倶楽部のアンケート機能を利用しました。

実施期間に関しましては、令和5年8月14日から令和5年8月31日までです。

回収状況につきましては、回答数は54件になりまして、回答率としましては65.9%となります。

では、ページをめくっていただいて、1ページからとなります。Q1からQ11までにつきましては、令和3年度制度改正の影響について質問しております。

令和3年度の介護保険制度の改正によりまして、介護職員処遇の改善を図りましたが、そちらが事業所にどのような影響があったかということに関しまして調査いたしました。Q1からQ3が処遇改善加算で、Q4からQ6が特定処遇改善加算、Q7からQ9がベースアップ加算の質問と回答となっております。

どれも処遇改善を目的としました加算等に関しましての質問となっております。そもそも介護職員処遇改善加算とは何ぞやというところですが、介護職員の賃金改善に充てることを目的に創設された加算昇給の仕組み、研修の機会の確保、職場環境の改善等を評価し、加算されるものとなっております。最低月額1万5,000円から3万7,000円相当が給料に上乗せされるものとなっております。介護職員等処遇改善加算というものもありまして、こちらは介護職員のうち、経験、技能のある職員に賃金の上乗せを行うことで、介護職員の確保、定着につなげるために実施しているものとなっております。基本的には、勤続10年以上の介護福祉士に月額8万円相当を給料に上乗せするような趣旨のものとなっております。介護職員等ベースアップ加算というのは、介護職員1人当たりの賃金を3%程度増加させるものとなっております。大体9,000円相当が該当するものとなっております。

Q1からQ11までですけれども、基本的には処遇改善加算の対象についての調査となっておりますので、おおむね同じような回答となっております。Q2を見ていただきますと、書いてあるとおりですけれども、職員の定着にはつながったが、職員の新た

な採用にはつながらなかったというような回答が多くなっております。こちらはQ 4以降の特定処遇改善加算をベースアップ加算、Q 7以降のベースアップ加算に関しましても、ほぼ似たような回答となっております。こちらに関しましては、処遇改善によりまして一定の効果はあったと考えられますが、人を増やすには至らずというところだったのかなと考えられます。

ページを少しめくっていただきまして、5ページ、Q 1 2を説明させていただきます。Q 1 2からQ 1 6につきましては、人材の確保・育成に関する質問です。人材確保の方法や時間外勤務の状況、研修や職員の昇進、昇給をどのように行っているか等について伺っております。

まず、Q 1 2に関してですけれども、職員の募集はどのように行っておりますかということですが、こちらの回答を見ていただいたとおりですけれども、インターネット媒体を介して募集しているですとか、ハローワーク等の利用が多くなっております。そのほか、派遣会社や人材紹介会社等の活用などが多く利用されているといった傾向が見られました。

ページをめくっていただきまして、Q 1 3に関する質問になります。こちらは時間外勤務の状況についての質問となります。職員の時間外勤務は増えましたかということですが、増えたが減ったが半々ぐらいとなっているんですけれども、変わらないという回答が一番多くなってございました。

Q 1 4は、研修や資格取得の支援としまして、どのような取組を行っているかという質問になります。事業所での研修が一番多いんですけれども、外部の研修参加費の助成を行っているという事業所も一部見られました。

1ページめくっていただきまして、Q 1 5は、職員の昇進、昇給に関しまして、どのような評価を行っているかという質問です。こちらは在職期間で評価している事業所が多く、次いで、業務への取組の意欲、所有する資格の種類や介護技術面の能力等で評価しているといった事業所が多くございました。

1ページめくっていただきまして、8ページ、Q 1 6です。転職者を雇用する際に支障となるものが何であるかを質問しております。一番多かったのは、体力面や年齢を挙げる事業所がございました。また、賃金が低いことを理由として挙げる事業所も多くなってございます。ほか、福祉について知識やスキルが足りないという回答も一定数ございました。

9ページです。Q 1 7からQ 2 0までに関しましては、事業経営についての質問となります。

Q 1 7にあるとおり、事業所の経営状況としましては、赤字と黒字が拮抗しているところはございますが、若干、赤字の事業所のほうが多かったという結果となっております。

赤字の要因としましては、Q 1 8にございますとおり、人件費の高騰あるいは人件費以外の経費の高騰が経営を圧迫しているというような回答が多くございました。また、利用者数の低迷や競合する事業所・施設の増加を要因として挙げている事業所もございました。

次ページへ行きまして、Q 1 9です。国立市内での事業の拡大予定はありますかということをお伺いしております。基本的に拡大の予定はないと回答された事業所が多かったんですけれども、一部、居宅介護支援事業所とか訪問介護事業所、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護等の回答がありまして、特定施設入居者生活介護は有料老人ホームなどがありますが、こちらが2件ありました。同じく、地域密着型特定

施設入居者生活介護入所者ということで1件ありました。あと、介護医療院も1件ありましたということで、拡大予定ということでの回答はこれだけございました。

次ページに参りまして、Q20になります。こちらは逆に、国立市内での事業の縮小・廃止の予定を伺っております。先ほどと同じように、縮小・廃止の予定はないという回答がほとんどだったんですけれども、訪問介護で1件、縮小・廃止を考えられている事業所がございました。

12ページに参りまして、Q21からQ24に関しましての質問になります。こちらは事業所の課題や改善が必要な事項に関しまして質問しております。

Q21に関しましては、介護保険サービスを実施する上での課題や改善が必要と考えることについてですが、人材の確保が難しいことが多く挙げられております。また、経営経費・活動資金が不足していることと介護報酬が実態と合わないことなど、経営上の課題を多く挙げられている事業所が多くございました。そのほか、書類作成・保存等しなければならない書類の量が多いといった事務的なことを課題として挙げられている事業所もございました。

13ページに参りまして、Q22です。Q22とQ23は同じような質問になっているんですけれども、介護職員等の早期離職防止や定着促進を図るための方策について伺っております。Q22は実際に事業所として行っていることになりまして、Q23はどのような方策が効果的であるかということで、要は理想のようなことを尋ねている質問となっております。

実際に行っている方策としましては、職場内のコミュニケーションの円滑化、労働時間の希望を聞くことなどの対応が多くございましたが、Q23にあるとおり、効果的と思われる方策としましては、やはり、賃金や労働時間等の労働条件の改善が望ましいという回答をされている事業所が最も多くなっております。

15ページへ参りまして、Q24に関しましては、市への御意見・御要望についてとなります。様々御意見をいただきましたが、ペーパーレス化や報酬や給付金等への要望などがありました。また、市に相談しやすい、あるいは今後も相談していきたいという声もありましたので、そちらは継続して、相談しやすい環境は整えていきたいと思っております。

次ページへ参りまして、Q25からQ31までに関してですけれども、こちらはケアマネ事業所さんへの質問となっております。居宅介護支援事業所の現状把握のための質問となっております。

Q25に関しましては、ケアプランの担当件数ということで調査しておりますが、要支援に関しましては、事業課支援センターが受け持つこととなっておりますので、こちらに出ている支援の方に関しましては、包括から委託しているものとなります。また、今回のアンケート調査自体は市内の事業所向けのものとなっておりますので、市外の事業所や施設に関しましては、今回のアンケート調査に含まれておりませんので、国立市の認定者数とは、ずれが生じているのかなと考えております。

17ページに参りまして、Q26です。こちらは、ケアプラン作成に当たって、問題・課題となっていることへの質問となっております。多くの事業所で問題・課題と挙げているものは、書類の作成・保存についてが多くございました。ほか、介護保険サービス以外の地域資源の不足を挙げている事業所も多くなっております。

ページを飛ばしまして、19ページ、Q27になります。こちらは市内で不足していると思う介護保険サービスについて伺っております。利用者のケアプランを作成するケアマネ事業所の意見が利用者の需要を最も反映しているのではないかと考えられました

ので、このような質問をケアマネ事業所にしております。こちらの回答結果としましては、夜間対応型訪問介護ですとか居宅介護支援事業所が不足していると思われるケアマネさんが多かったというような回答となっております。

次ページへ参りまして、Q28からQ31に関しましては、ケアマネ事業所に対する質問ですけれども、継続的支援体制加算についての質問となっております。

継続的支援体制加算に関しましては、要支援の方が要介護となったとしても継続してケアマネジメントを受けることが望ましいということがありますので、第8期介護保険事業計画より新設させていただいた制度となっております。居宅介護支援事業所が要支援の方のケアマネジメントを受託した件数に応じ、体制加算を含めるといったものになっています。

Q28で、こちらを利用しているケアマネ事業所に伺っているところでありますが、利用しているという回答をいただいた事業所さんに、職員の採用、定着、給与の増加につながったかどうかをQ29で続けて伺っております。結果としましては、職員の定着あるいは給与の増加に一定の効果があつたという回答の傾向が見られるかと思えます。

逆に、継続的支援体制加算を取得していない事業所に関しても、次ページのQ30で質問しております。こちらですけれども、もともとあまり利用されていない事業所もありましたので数は少ないんですけれども、理由は様々となっております。事務の煩雑さを理由としている事業所もありまして、その辺りは少し課題なのかなと考えているところがございます。

最後、Q31についてですが、継続的支援体制加算の全般的な御意見をお尋ねしたものととなっております。回答結果ですけれども、継続的支援体制加算を取得している事業者は助かっているというような声がありました。また、事業の煩雑さについての言及や1人ケアマネの事業所では対応が難しいといった御意見をいただきました。

以上、アンケート調査の御報告となります。こちら、今後のアンケート調査を参考としまして、介護保険事業計画に反映させていきたいと考えております。

以上となります。

【林会長】

ありがとうございました。

国立市内事業者向けのアンケート調査を報告していただきました。

何か質問や御意見がございましたら。

小林委員。

【小林委員】

ありがとうございます。今後、作成の部分には生かしていくということですが、例えば12ページの下の家族がいない場合、近い将来どのように支援していくのかとか、認知症の意思決定をどうするのかという部分について、なかなか大変だと思うんですね。そういった部分も踏まえていくのかとか、あとは18ページの最後のところだと、ごみ屋敷とか権利擁護につながるまでのケアマネとしての「相談業務」の解釈・位置づけというのも非常に難しいことだなど思ったりとか、様々ほかにも、ぱっと見ただけでちょっと把握できていないんですけれども、そういった部分もしていくというところは、先ほど言った検討部会で決めていくという形が主になるんでしょうか、それとも、こういう会議のところでこうですよという話をするのか、どんな感じなのかなというのを、せっかくアンケートしたものがどのように生かされていくのかなと流れを知りたくて質問しました。

【林会長】

事務局、お願いします。

【事務局】

お答えします。御質問はごもっともなことだと思いますけれども、確かにアンケートに載っていてもいなくても、独居の高齢者への支援であるとか、あるいは認知症の方への支援であるとか、事務局としても非常に大きな問題であるというのは認識してございまして、こちらについて、今のところ、先ほど申しあげました移動計画策定等の日程の問題もございまして、基本としては、検討部会で集中的に議論した上で骨子案を作成し、それを全体会で皆様に見ていただいて、御意見をいただくといった流れを想定してございます。

以上でございます。

【林会長】

ほかにいかがでしょうか。

山路委員。

【山路委員】

山路です。

聞き忘れていたかもしれませんが、今回は事業所向けアンケートですが、市民向けのアンケートは今まで実施されていたんですって？ その点を教えてください。

【林会長】

事務局、お願いします。

【事務局】

市民向けのアンケートといたしましては、要支援認定あるいは認定のついていない方に対する介護予防日常生活支援ニーズ調査といったものを実施しておりまして、今、そちらの集計、分析作業に取り組むべく、事務局として取り扱っているところでございます。

あともう一つ、要介護認定のついていない方に対しては、全数調査とはいかなかったんですけれども、在宅介護実態調査という調査を実施しておりまして、そちらについても調査を進めていくというところに取り組んでいるところでございます。

【山路委員】

はい、分かりました。

【林会長】

ほかにいかがでしょうか。

【山路委員】

もう1件、よろしいですか。

【林会長】

はい、山路委員、どうぞ。

【山路委員】

細かい話で申し訳ないんですけど、このクエスチョンの中で、基本的にパーセントと事業者の数だと思っただけで、事業者の数で、例えばQ3だと0.5とか1.5とか2.5が入っていたり、Q18では0.2とか0.4とか、そんなことまで入っているんですけど、0点幾つというのは何か意味があるんですか、これ、事業者の数でよろしいんでしょうかね。

【事務局】

もともと0.2ですとか0.5とかというのはあり得ないものですが、こちらのアンケート機能を使う中で、どうしてもそういった指標で出てしまうところがありまし

で、0.5とかといったところは無視してもらって大丈夫な点となりますことが分かりました。

【山路委員】

それからもう1点、介護職員の処遇改善加算とか特定処遇改善加算の中で、実際の賃金を上げる話なのに、事業所にとっては、もちろんそれはそれでメリットのある話だと思うんだけど、届出をしていない事業所が結構あるんですよね。届出をしていない理由として幾つか書いてあるんですが、事務が煩雑というのは分からないわけではないけど、それにしても、これだけ処遇改善加算では19%の事業所が届出をしていないとか、特定処遇改善加算では20%の事業所が届出を出していないとか、余りにも多過ぎるように思うんですが。まあ、理由は聞いているんだけど、ちょっと理解しにくいところがあるんだけど、この点いかがでしょうか。

【林会長】

事務局、お願いします。

【事務局】

処遇改善加算を取っていない事業所ということでの御質問でございますが、やはり各介護保険の事業所については、かなり事務関連に力を入れられないような小規模な事業所もございまして、我々が運営指導といたしまして、事業所を回って各事業所の介護保険のサービス提供について等、いろいろ現場のお話を聞かせていただく際でも、実際に、そういった事務あるいは現場で働く職員の方を支援していくベテランの職員、例えば訪問介護事業所でいうとサービス提供責任者といったような役職の方も、結局、その人自身が最前線に出てサービス提供することに駆り出されてしまって、なかなか間接的な、例えば給与にその加算を反映させるために幾らぐらいに設定していったらいいとか、そういったところの企画であったり、あるいは加算を取るために研修や資格取得についての支援をしていくといったことが必要になってくるんですが、従業員の方の支援をしていくということまで手が回らなかったり、定期巡回等の事業所で閉鎖してしまったところでは、責任者の方が実際にサービス提供に駆り出されてしまって、全くバックアップとしての仕事ができないまま、事業所の機能が維持できなくなって撤退するといった現場を見てまいりましたので、そういった意味では、確かにこの加算を取って、介護職の方の給与に反映させていただきたいという制度としての意向とか、うちとしてもそういったところをぜひやってくださいとお願いしているんですが、どうしてもそこに至るまで余力が発揮できないといった現場があるのも、また一つの事実なのかなと考えてございます。決して、給料をやりたくないから、これは取らないんだということではなくて、どうしてもやりたいし、給料を増やして現場で働いている人に還元していきたいという意向があるんだけど、そこまで間接部門を充実させられないという小規模な事業所がどうしても出てくるといったことかなと我々はこのアンケートを見て感じております。

【林会長】

新田委員。

【新田副会長】

もう一つ、Q6か、利用者負担の増加、これ、ならないような気がするんだけど、これ、全然関係ない話だけど、事業者は間違っって解釈していませんか。

【林会長】

事務局、どうぞ。

【事務局】

こちらの処遇改善加算は、基本的には、ある程度の自己負担は発生しているという形になります。これは国が制度設計する際に、介護のマンパワーを確保するための費用負担なので、介護保険サービスを利用する利用者さんにも負担してもらいたいということで、いわゆる1割負担、所得によっては2割負担、3割負担と言われている部分が発生してはいます。ただし、在宅サービスの限度額の対象にはなっていないので、限度額の制限によって、増やした分を全部お客さんが負担しなければいけないということではなくて、必ず保険は利く――必ず保険は利くんだけれども、1割負担であったり、2割負担であったりというところは発生するという仕組みになって、国で出してきたという制度でございます。

【林会長】

どうぞ。

【新田副会長】

なるほど、そうなんだ。では、今の説明だと、介護保険料、介護負担とは別枠で処遇改善加算が出来上がっているわけではないんですね。

【林会長】

事務局、どうぞ。

【事務局】

おっしゃるとおり、完全な別枠で、全く負担がなくということではなくて、保険適用された後の自己負担は発生してしまう。ただし、保険適用は限度額に関わらず必ず適用されるという仕組みになっていて、これがほかのサービス本体であったり、ほかの加算であったりが、たくさんサービスを利用した場合には、本来的には支給限度額の限度を超えてしまうので、そこから先が保険が利かなくなって、10割、100%自己負担になってしまうということですが、それはならないようにはしてあるというところがございます。

【新田副会長】

そうすると、限度以内の話で、もしサービス利用者で処遇改善加算を取っているところと取っていないところで同じサービスを使うと、費用が違ってくる？

【事務局】

そのとおりでございます。

【新田副会長】

なるほど。はい。

【林会長】

ほかにございますか。

どうぞ。

【新田副会長】

もう一つ、先ほど小林委員の質問ですが、実は先々週、小諸へ行ったときに、小諸市が独り暮らし高齢者の身元保証人、見守り事業をやっていたんですね。独り暮らしの高齢者と身寄りのない人が入院等々に入ると、保証人がないと、帰る場所がなくなるんですね。というところで、そこのところを、もともとそこに入る前から、その人のACPも含めてどのような対応をするということをしていたのが小諸市の対応、なかなか面白いことをしていて、結局、やっぱりなかなか自宅に帰ることができない状況の中で、施設等がどう対応するかという話ですね。というような話も含めて、なかなか深い話かなと思います。

一方、身寄りのない独り暮らしの人で、身元保証人等の団体が全国にいろいろ出来上

がっていて、それは詐欺行為まであることもあるので、やっぱり、その辺りはきちっと見守っていかなければ——見守るといえるか、検証するといったようなことも含めて、先ほど小林委員が言われた話は深い話なので、場合によっては検討部会にも出しながら、ここでまた出すということで行ければと思います。

【林会長】

小林委員。

【小林委員】

ありがとうございます。私、まだまだ勉強不足なので、もし可能であれば、検討部会のメンバーでなくていいんですけど、ちょっと参加させていただいて、いろいろ聞かせていただいて、勉強させていただくことも認めていただけると助かると思いますので、よろしくお願いします。

【林会長】

ほかにいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、議事を進めます。

会議次第の4、「富士見台2丁目遺贈地」利用者募集に係る公募型プロポーザルについてであります。

事務局から御説明をお願いします。

【事務局】

それでは、「富士見台2丁目遺贈地」利用者募集に係る公募型プロポーザルについて御説明させていただきます。お手元に資料No.34を御用意くださいませ。

前回10月の介護保険運営協議の場で、委員の皆様、プロポーザルの2次審査をお願いしたい旨、お伺いさせていただきました。今回は、審査当日の流れなど、2次審査の概要を中心に御説明させていただきたいと思います。

まず、前提事項といたしまして、プロポーザル実施に伴う公募の受付は、お手元の資料に記載のとおり期間で行わせていただきました。

その結果、2団体より書類の御提出をいただいております。

その後、1次審査を行い、現在、審査結果及びその結果通知に係る事務手続を行っております。

第2次審査は、前回お伝えいたしましたとおり、来月、12月15日を予定しており、1団体の審査に対して、プレゼンテーションを15分、質疑応答を10分、入替え及び審査票への記入を5分という流れで予定させていただいております。

当日、一連の流れは別紙『第2次審査タイムテーブル』を御覧いただければ幸いです。

19時、協議会が開会となった後、事務局にて、改めて審査の概要について御説明させていただきます。そして、19時15分より審査を開始いたします。審査が終わった後、事務局にて各委員の皆様、審査票の評点を集計いたします。その集計結果を基に、候補団体の選定について審議をいたす流れを考えております。

また、当日の会場レイアウトは、現在の口の字のスタイルではなく、プレゼン用に寺子屋スタイルに改める予定でおります。イメージ図については、漫画のようなものになってしまいますが、お手元の別紙に会場レイアウトイメージ図を用意させていただいておりますので、御確認ください。

続いて、審査の評価についてです。別紙、第2次審査評価票を御覧ください。団体の企画提案内容について、3区分で審査をしていただきたいと思います。とても良い、優れている、その場合は5点、普通、妥当である、その場合は3点、不満足、十分ではな

いという場合は1点の区分で、審査項目ごとに御評価いただきたいと思います。なお、2次審査に必要なまたは参考となり得るだろう資料について、団体の概要、決算書、企画提案書、資金計画書の4種類の資料は、各委員の皆様へ事前に郵送させていただこうと考えております。2次審査実施後は、候補団体の選定及び結果通知に係る事務手続を経た後、年内中には結果通知を行って、以降、移動時、ひらや照らすの利用に係る議会対応を含め、契約事務などの諸手続を行う予定でおります。

以上が公募型プロポーザル、特に2次審査の概要説明となります。よろしくお願いたします。

【林会長】

ありがとうございました。

ただいまの御説明に対して、質問、御意見がありましたら。

小林委員、どうぞ。

【小林委員】

評価票というのは、鉛筆ではなくじかにペンで、その場合、消すとかというのはできない、その場で書いたらそれでおしまいという感じですか。

【林会長】

事務局、お願いします。

【事務局】

もし、訂正なされる場合は二重線か何かで、この判断でないということが分かるようにしていただければ、ボールペンを使っていたいただいても結構です。

【林会長】

ほかにいかがでしょう。

森平委員。

【森平委員】

少し前に大井さんが、ひらや照らすの後ろ側の方と、ごみのことや何かでちょっとやり取りがあったことをお話になっていらっしゃいましたけれど、その件についてはどうなっているのか。

【林会長】

事務局、お願いします。

【事務局】

ひらや照らすでのひらやの里さんと近隣住民との関係の話ですけれども、公開の議事録が残る場で個別の回答をしづらい状況がございまして、すみません、この場でないところでお話をさせていただけたらと、正直なところ、事務局ではそのように考えてございます。

【森平委員】

その件については、今、応募なさっていらっしゃる方たちにはどのように伝わっているのかということも後から？

【林会長】

事務局、お願いします。

【事務局】

現在やっている団体の今の活動の近隣との関係性という話は、ここから先、どのような事業をどのようにやっていくかということを示した上での選定とはまた別と考えてございまして、1つ、事務局といたしましては、不動産の貸付けに当たっての契約内容であるとか、あるいは補助金等を執行する際、あの事業は地域支援事業と言われるもので

すが、地域支援事業での位置づけにおける補助金の取扱い等のルールの中で、近隣との良好な関係性を築いていくといったようなことも公募の際にお願いしているところではございますけれども、そういったところを総合的に判断していくということがございますので、選定自体で、現在の近隣との関係について云々というところは入れてはかずに、選定された団体が実際に活動していく中で、国立市を含めて、近隣の方と調整していくといったように考えてございます。

以上でございます。

【林会長】

よろしいですか。

ほかにいかがでしょうか。

特にございませんか。

それでは、ちょっと早いですが、今日の会議次第は一応終わります、5のその他で、事務局から何かありますでしょうか。

【事務局】

先ほどのプロポーザルの話でも出てきておりましたけれども、次回、12月15日を運営協議会の日程とさせていただきたく、場所は今日の場所、市役所3階の第1・第2会議室を予定しておりますので、皆様の日程の調整をどうかよろしくお願い申し上げます。

【林会長】

委員の皆様から、その他で何かございますか。

ないようでしたら、今日はこれで終わりたいと思います。大変お疲れさまでした。

— 了 —